

神奈川県職員

(地独)神奈川県立病院機構職員

(地独)神奈川県立産業技術総合研究所職員

(大)神奈川県立保健福祉大学職員 の皆さまへ

# かもめ所得補償プラン

## (団体長期障害所得補償保険)

この制度(プラン)は、私たちがケガや病気によって長期にわたり仕事ができなくなった場合に、私たちの所得を補償する制度です。

「安心して働いていただくために」



国内・国外、業務外を問わず補償します



ケガや病気です仕事ができない間、最長60才まで補償を継続して受けることができます

### 団体割引20%適用

保険期間(ご契約期間)

2021年6月1日午後4時～2022年6月1日午後4時

募集期間

2021年5月6日(木)～2021年5月25日(火)

加入対象者

神奈川県職員、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員(注)、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所職員(注)、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員(注)で勤労所得がある、2021年6月1日において満20才以上満59才以下の方

(注)アルバイト・パート・臨時的任用職員・会計年度任用職員・県を退職し職員団体に勤務する方は対象外です。

申込締切日

2021年5月25日(火) (厳守)

手続き方法

- 新規ご加入希望の方
- 内容を変更される方
- ご契約を解約される方
- 変更の無い既加入の方

差込の加入申込票を下記までご提出ください。

**送付先**：一般財団法人神奈川県厚生福利振興会 保険コーナー  
(〒231-8320 横浜市中区山下町1番 シルクセンター6階)

変更等お申し出がない場合には、前年度と同一プランにて「自動継続」扱とさせていただきますので「加入申込票」のご提出は不要です。

保険料払込方法

2021年8月給与より控除開始(2022年7月給与まで)

お問い合わせ先

裏面参照

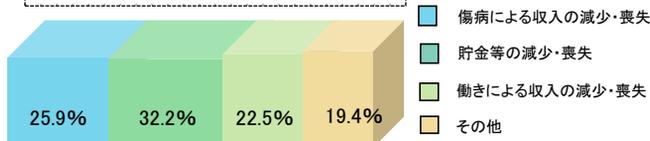
# かもめ所得補償プラン(団体長期障害所得補償保険)

## 「生きること」を支えるために...

医療の高度化等により、日本人の寿命は今までになく延び、私たちが60才以前に死亡するリスクは減少の傾向にあります。しかしその反面、療養が長期化するケースや障害が残り今までと同じように働くことができないケースの増加が問題になっています。長期間にわたって治療を受けたり、リハビリを行っている間に所得が減少し住宅ローンが払えない、子どもの学費が払えないなど、「生きること」をしっかりと支えるための対策が必要です。

### ■ 生活保護を受ける理由

生活保護を開始する理由は傷病によるものが大きい



<出典:厚生労働省「平成28年度厚生統計要覧」より引受保険会社作成>

## もし、長期間働けなくなったら...

### ■ ケガや病気の治療は意外と長期化しがちです。

「6か月以上の入院患者の約8割が1年以上の長期入院となっている」そんな事実をご存知でしょうか。さらに5年以上の長期入院患者の割合は約34%にもものぼります。

### ■ 長期間(6か月以上)の入院患者の割合(20~64才)



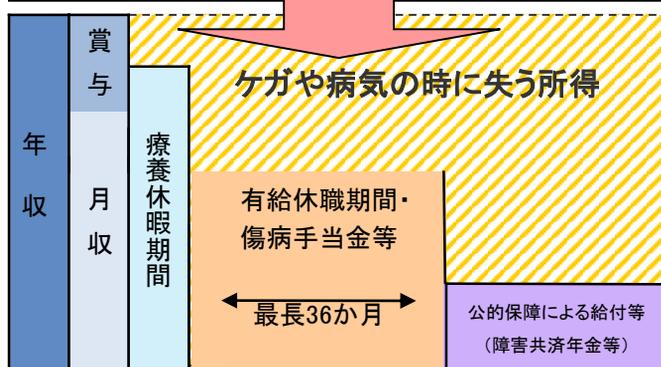
資料:平成26年厚生労働省「患者調査」

### ■ 退職後の収入ダウンは想像以上のものです。

月収の減額や賞与のカット、更に治療費・リハビリ費など療養に必要な支出がかさむだけでなく、住宅ローン・教育費・生活費など日常生活を営むうえで必要なお金は退職前と同様にかかり、家計をひっ迫させる大きな要因になります。

ご家族の安心な暮らしを維持するために、あなたはすでに準備をされていますか？

ぽっかり空いたこの部分！  
生活費に教育費、住宅ローンは？



そこで、「かもめ所得補償プラン」をおすすめします！

ケガや病気により仕事ができなくなった場合に、最長で60才まで私たちの収入を補償する制度です。

# かもめ所得補償プラン(団体長期障害所得補償保険)

## ■ プラン概要

かもめ所得補償プラン

- ポイント **1** **最長60才まで補償!**  
ケガや病気により、免責期間(90日間)\*を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で60才まで所得を補償します。\*免責期間とは、補償の対象とならない期間をいいます。
- ポイント **2** **復職後の収入減少分を補償!**  
業務に復帰後も、依然として就業障害が残り、就業障害発生前に従事していた業務に完全には従事できない状態となり、就業障害発生前より所得が20%を超えて減少している場合には、その減少割合に応じて継続して(最長60才まで)補償します。(保険金は非課税です。所得税・住民税の対象となりません)
- ポイント **3** **国内外・業務中・業務外を問わず補償!**  
ケガや病気の発生が、国内外を問わず、また業務中・業務外を問わず、24時間補償します。
- ポイント **4** **天災危険補償特約・精神障害補償特約をセット、さらに女性は妊娠に伴う身体障害補償特約をセット!**  
天災危険補償特約がセットされていますので、天災によって被った身体障害による就業障害のときも安心です。また、精神障害補償特約がセットされ、うつ病等の精神障害による就業障害を最長2年まで補償します。女性には妊娠に伴う身体障害補償特約がセットされます。

## 【イメージ図】

## かもめ所得補償プラン:ステップ定額タイプ(団体長期障害所得補償保険)



- ※1: 免責期間とは、補償の対象とならない期間をいいます。免責期間は90日間です。
- ※2: てん補期間とは、保険金をお支払いする限度日数をいいます。精神障害による就業障害のてん補期間は最長2年間となります。
- ※3: 休職期間については、県の規定により3年未満の場合もあります。

## 補償内容と月払保険料

保険期間: 1年、てん補期間: 60才まで、団体割引20%適用

プラン	1口 (5万円)		2口 (10万円)		3口 (15万円)		4口 (20万円)		5口 (25万円)		6口 (30万円)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20~24才	346円	251円	692円	502円	1,038円	753円	1,384円	1,004円	1,730円	1,255円	2,076円	1,506円
25~29才	362円	344円	724円	688円	1,086円	1,032円	1,448円	1,376円	1,810円	1,720円	2,172円	2,064円
30~34才	416円	453円	832円	906円	1,248円	1,359円	1,664円	1,812円	2,080円	2,265円	2,496円	2,718円
35~39才	527円	648円	1,054円	1,296円	1,581円	1,944円	2,108円	2,592円	2,635円	3,240円	3,162円	3,888円
40~44才	723円	884円	1,446円	1,768円	2,169円	2,652円	2,892円	3,536円	3,615円	4,420円	4,338円	5,304円
45~49才	944円	1,130円	1,888円	2,260円	2,832円	3,390円	3,776円	4,520円	4,720円	5,650円	5,664円	6,780円
50~54才	990円	1,099円	1,980円	2,198円	2,970円	3,297円	3,960円	4,396円	4,950円	5,495円	5,940円	6,594円
55~59才	683円	664円	1,366円	1,328円	2,049円	1,992円	2,732円	2,656円	3,415円	3,320円	4,098円	3,984円

## かもめ所得補償プラン<団体長期障害所得補償保険>

当保険料は団体割引20%(被保険者が1,000名以上5,000名未満)適用で算出しています。

- てん補期間は、60才に達した日(※)までか3年間のいずれか長い期間となります。  
(※)60才に達した日とは、60才の誕生日の前日となります。
- 年令は、2021年6月1日時点の満年令です。  
※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。



## 加入資格

神奈川県職員、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員(注)、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所職員(注)、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員(注)本人で、勤労所得がある、2021年6月1日において満20才以上満59才以下の方。

(注)アルバイト・パート・臨時的任用職員・会計年度任用職員・県を退職し職員団体に勤務する方は対象外です。

## お申込み方法

添付の加入申込票に必要事項をご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。

※加入申込票ご提出の際は、所属コード・職員コードに誤りが無いか、ご確認ください。

※ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、かもめ所得補償プラン(団体長期障害所得補償保険)については、ご継続時満59才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は継続日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。

(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

## 保険金お受取例

※一般的なお受取例

お受取例



必要な収入を確保できるだろうか？

保険制度に加入してよかった！



<48才(男性)>

突然の脳炎により職場復帰が見込まれない状態となった

(定年60才まで保険金受取り)

何の前触れもなく突然の発熱とともに言動に異常が見られ、急性脳炎になりました。

休業前の給与月額40万円前後の収入は途絶えるも、この保険で毎月15万円(3口加入)の保険金を受け取っています。

<50才(男性)>

慢性腎不全による透析でフルタイム出勤が困難となった

(所得の喪失部分を保険金で継続受取り)

慢性腎不全となり、約4年間にわたり就業できなくなりました。当初は全く就業できない状態でしたが、透析治療で症状が改善し、3年が経過した現時点では週3回の透析治療を受けながら、一部職場復帰しています。この保険で毎月3万円(所得喪失率30%の場合・2口加入)の保険金を受け取っています。

<39才(男性)>

精神障害(うつ病)による就業障害となった

(職場復帰まで約2年間の受取り)

体調不良により時々休んでいた職員が、病院でうつ病との診断を受けました。約2年間にわたり休職することになり、この保険で毎月2.5万円(1口加入)の保険金を受け取っています。

## 団体長期障害所得補償保険に関するQ&A

Q どんな時に保険金が支払われるのですか？

A 傷病による長期療養に備えるかもめ所得補償プラン(団体長期障害所得補償保険)は、偶然なケガや疾病により、免責期間を超えてお仕事に全く従事できなくなった場合または、身体障害により一部復職しても所得喪失率が20%超となった場合に、保険金をお支払いします。

Q 通常の出産のために、就業障害となりました。保険金は支払われますか？

A 通常の出産はお支払いの対象になりません。ただし、妊娠に伴う身体障害補償特約をセットしているため妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害は保険金支払いの対象となります。

Q 精神病にかかり、長期間就業障害となってしまいました。保険金は支払われますか？

A はい、保険金支払いの対象となります。うつ病、総合失調症等の精神障害による就業障害の場合には、免責期間(90日間)終了の翌日から2年間で限度に保険金をお支払いします。

Q 保険金の支払方法はどのようになっているのでしょうか？

A 支払事例:40才男性(年収600万円、3口加入:保険金額15万円)が、交通事故により脳挫傷を被り、入院後は要自宅介護となり全く働くことができない状態が続いたケースで、免責期間を超え、当初36か月は月額7.5万円、その後は月額15万円の保険金をお支払いします。(最長60才までお支払いします)お支払いする保険金の額・計算方法の詳細については「お支払いする保険金のご説明」をご覧ください。

# ご加入にあたって

- このパンフレットはかもめ所得補償プラン(正式名称:団体長期障害所得補償保険)の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- この保険は一般財団法人神奈川県厚生福利振興会を保険契約者とし、神奈川県職員、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所職員、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員本人で、勤労所得がある、2021年6月1日において満20才以上満59才以下の方を申込人および被保険者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。
- 団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(一般財団法人神奈川県厚生福利振興会)に交付されます。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 万一事故が発生した場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

## 健康状態告知について

- 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や、回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(\*)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時(\*)から1年を経過していても、回答がなかった事実、または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時(\*)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。  
(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
- 健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

## その他ご注意ください事項

- 保険期間の開始時(注)より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合は、保険金をお支払いできません。
- ※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない病気であっても、それが保険期間の開始時(注)よりも前に被ったものである場合」であって適用されますのでご注意ください。ただし、始期前治療について協定書に定めのある場合、その規定により保険金をお支払いできることがあります。  
(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

## 税法上の取扱い(2021年3月現在)

- 払い込んだ保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。
- (注)詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

## <就労支援トータルサービスのご案内>

かもめ所得補償プランに加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます



### ■メンタルご相談

#### メンタル相談サポート

会社には相談しづらい“こころの悩み”に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。なお、ご希望により、臨床心理士等による電話相談もご利用いただけます(予約制:平日10時~17時)。  
(注)治療に関するご相談はお受けできません。

#### メンタルITサポート

Webで提供する健康・介護チャンネルでストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談が可能です。メールによるご相談は精神科医等がお応えします。  
(注1)治療に関するご相談はお受けできません。  
(注2)メールでのご回答は、通常3~4営業日程度要しますが、ご相談内容によってはそれ以上の日数を要する場合があります。

### ■健康・医療・介護ご相談

#### 健康・医療・介護のご相談

健康や医療に関するご相談、介護に関するお悩み、看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。

#### セルフ健康診断サポート

最寄りの人間ドック施設などをご紹介します。電話またはWeb(健康・介護チャンネル)でご利用いただけます。  
(注)各種検診・サービスの費用は、ご利用いただく方の自己負担になります。

#### 病院情報のご提供

全国約16万件のデータベースより、いつでもどこでもお探しの全国各地の病院等の情報をご提供します。  
(注)このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。

### ■各種手続きご相談

#### 税務・フィナンシャルサポート

医療費控除など、日常生活の税務に関するさまざまなご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。  
(注)一般的なご質問については、専門スタッフがお応えする場合があります。

#### 公的給付申請サポート

障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。

#### 福祉情報のご提供

お住まいの地域の福祉情報を介護福祉士等の専門スタッフが電話でご案内します。

- ※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。
- ※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- ※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
- ※サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。
- ※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ※サービスは、あいおいニッセイ同和損害保険が委託している提携サービス会社をご提供します。
- ※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に加入者証と共に交付する「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」をご確認ください。

## お問合わせ先

### <募集団体>

一般財団法人神奈川県厚生福利振興会保険コーナー : (担当)宮本・高木・伊勢  
〒231-8320 神奈川県横浜市中区山下町1番シルクセンター6階 TEL:045-681-1803 FAX:045-681-1806

### <取扱代理店>

株式会社バリュー・エージェント  
〒232-0016 神奈川県横浜市中区宮元町1丁目21-15 TEL:045-716-0002 FAX:045-716-0005

### <引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 横浜支店 横浜第二支社  
〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町5-48 TEL:045-651-7485